

京都市告示第 481号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成21年3月2日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
下鴨静原大原線	北区上賀茂本山457番地の1地先から	旧	メートル 470.50	メートル 3.30 ~ 7.85
	左京区静市市原町685番地の7地先まで	新	445.40	5.67 ~ 44.44
神山岩倉停車場線	左京区静市市原町685番地の7地先から	旧	554.50	3.30 ~ 7.85
	同町846番地の1地先まで	新	530.70	5.67 ~ 44.44

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
上賀茂経211号線	北区上賀茂神山6番地の1地先から	旧	メートル 89.80	メートル 6.45 ~ 11.15
	左京区静市市原町686番地の6地先まで	新	89.80	9.55 ~ 14.07

静市7号線	左京区静市市原町846番地の1地先から	旧	690.00	14.00 ~ 25.00
	同町703番地の1地先まで	新	691.80	14.00 ~ 55.80

(建設局土木管理部道路明示課)